

# 当事者の合意がない場合の 仲裁合意の準拠法

——当事者の合意した契約準拠法と  
仲裁地が異なる場合——

中 林 啓 一

- 一 問題の所在
  - (1) 当事者自治の原則と仲裁合意の準拠法
  - (2) 仲裁合意の準拠法に関する当事者の明示的な合意がない場合の扱い
  - (3) 本稿の目的
- 二 日本の学説・判例
- 三 比較法的検討
  - (1) 立法例
  - (2) 各国の裁判例
  - (3) 仲裁判断例
  - (4) 従来<sup>1)</sup>の学説
  - (5) 近時<sup>2)</sup>の学説
- 四 若干の検討
  - (1) 主たる契約準拠法または仲裁地法の優先適用とその問題点
  - (2) 選択的連結とその問題点
  - (3) 最密接関係地法とその問題点
  - (4) 法の一般原則の直接適用とその問題点
  - (5) 私見
- 五 むすびにかえて

## 一 問題の所在

### (1) 当事者自治の原則と仲裁合意の準拠法

仲裁は当事者間の仲裁合意を基礎とする紛争解決手段であるが、仲裁合意をめぐって、たとえば、仲裁合意の存否または効力、解釈、人的・物的

範囲などのほか、裁判所による仲裁手続への援助・仲裁判断の取消しおよび承認執行訴訟など、多岐にわたる争いが生じている。これらはいずれも仲裁合意の準拠法によって解決されるべき問題と解されている<sup>1)</sup>。

日本の仲裁法44条1項2号、同45条2項2号は、仲裁判断の取消しおよび承認執行にあたって仲裁合意の有効性が問題となる場合の仲裁合意の準拠法について、第一次的には当事者が選択した法により、それがないときには仲裁地法による。しかしながら、それ以外の局面、たとえば仲裁合意が妨害抗弁として提出され、相手方が仲裁合意の無効ないし取消しを主張した場合や、仲裁合意の解釈などにつき仲裁法は仲裁合意の準拠法に関する規定を置いていない。そのため、仲裁判断の取消しおよび承認執行にあたって仲裁合意の有効性が問題となる場合以外の局面における仲裁合意の準拠法の決定が問題となる<sup>2)</sup>。

仲裁合意の準拠法決定について、現在の多数説はいわゆる当事者自治を認める。ただし、その法的根拠は論者によって異なる。すなわち、①法例

---

1) 木棚照一編著『国際私法』（成文堂、2016年）408頁以下〔中野俊一郎〕、山本和彦＝山田文『ADR 仲裁法（第2版）』（日本評論社、2015年）378頁以下、小島武司＝猪股孝史『仲裁法』（日本評論社、2014年）609頁以下などを参照。なお、抵触法上、主たる契約と仲裁合意は異なる性質を有し、互いに独立した単位法律関係となるというべきであり、仲裁法13条6項もこれを肯定する（いわゆる仲裁合意の分離可能性）。すなわち、主たる契約とは別に仲裁合意の準拠法を定めうることが認められており、本稿の以下の叙述はこの立場を前提とするものである。また、紙幅の都合上、本稿では仲裁合意の成立および効力の準拠法についてのみ扱うこととし、仲裁合意の方式の準拠法については扱わない。

2) この点について、かつては仲裁合意の法的性質に対する考え方の違いに起因する見解の対立がみられた。すなわち、仲裁合意を訴訟契約と性質決定する立場からは「手続は法廷地法による」の原則により、法廷地法すなわち仲裁地法によるとの結論が導かれ、他方、和解契約類似の実体契約と性質決定する立場からは、いわゆる当事者自治を肯定するという結論が導かれていた。また、当事者自治を認めるべき積極的かつ実質的根拠に乏しいとして、仲裁地法への客観的連結を主張する見解もみられた。この点については、紙幅の都合上、必要な範囲で言及するとどめる。

7条1項（法の適用に関する通則法7条）によるもの<sup>3)</sup>、②条理によるもの<sup>4)</sup>、③仲裁法によるもの<sup>5)</sup> などがある。

判例も同様に当事者自治を肯定する<sup>6)</sup>。もっとも、当事者間で仲裁合意準拠法の明示的な合意がなされるのは、きわめて例外的であるとされる<sup>7)</sup> ため、議論の中心は、仲裁合意の準拠法に関する明示的な合意がない場合の扱いにおかれることとなる。

本稿では、仲裁合意準拠法の決定にあたって当事者自治を認める立場によることを前提として、当該合意がない場合の準拠法決定についてまず概観する。

- 3) たとえば、小島武司＝高桑昭編『注解仲裁法』（青林書院、1988年）217頁〔澤木敬郎〕、高桑昭＝道垣内正人編『国際民事訴訟法（財産法関係）』（青林書院、2002年）424頁〔青山善充〕など。
- 4) 櫻田嘉章・民商78巻6号854頁（1974年）、西谷祐子・判タ977号27頁以下（1998年）。
- 5) 小島武司＝高桑昭編『注釈と論点仲裁法』（青林書院、2007年）59頁〔中野俊一郎〕、小島＝猪股・前掲注1）616頁、松永詩乃美「仲裁法・法の適用に関する通則法と仲裁契約の準拠法」熊本ロージャーナル6号（2012年）17頁、谷口安平＝鈴木五十三編著『国際商事仲裁の法と実務』（丸善雄松堂、2016年）111頁〔道垣内正人〕など。
- 6) 仲裁合意の効力の準拠法に関する仲裁法施行以前の最高裁判例である最判平成9年9月4日（民集51巻8号3657頁）の判旨は、「仲裁は、当事者とその間の紛争の解決を第三者である仲裁人の仲裁判断にゆだねることを合意し、右合意に基づいて、仲裁判断に当事者が拘束されることにより、訴訟によることなく紛争を解決する手続であるところ、このような当事者間の合意を基礎とする紛争解決手段としての仲裁の本質にかんがみれば、いわゆる国際仲裁における仲裁契約の成立及び効力については、法例7条1項（現在の法の適用に関する通則法7条＝筆者注）により、第一次的には当事者の意思に従ってその準拠法が定められるべきものと解するのが相当である」と述べていわゆる当事者自治を認める（いわゆるリングリング・サーカス事件）。本件以降の下級審裁判例もこの枠組みを維持している。これらにつき詳細に検討するものとして、高杉直「国際取引契約における仲裁合意の成立・効力の準拠法——妨訴抗弁の局面を中心に——」帝塚山法学26号（2014年）45頁、49頁以下を参照。

(2) 仲裁合意の準拠法に関する当事者の明示的な合意がない場合の扱い

仲裁合意の準拠法に関する当事者間の明示的な合意がない場合の扱いについて、現在の多数説は、当事者の意思を尊重する観点から当事者自治を肯定する帰結として、黙示の意思による準拠法合意を肯定する<sup>8)</sup>。黙示の合意も見出せない場合には客観連結による。この点について、かつては法例7条2項より仲裁合意締結地法によるとの見解もみられたが、現在では通則法8条より最密接関係地法によるとするもののほか、仲裁法44条1項2号および45条2項2号を類推適用して仲裁地法によるとする見解がある<sup>9)</sup>。

判例も黙示の準拠法合意を肯定する<sup>10)</sup>。黙示の準拠法合意もない場合について、「仲裁法44条1項2号、45条2項2号の規定の趣旨にかんがみ、当

- 7) 本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一『国際民事手続法（第2版）』（有斐閣，2012年）293頁〔中野俊一郎〕。
- 8) しかしながら、黙示の合意を探求する要素については、主たる契約準拠法の明示的な合意があればそれを仲裁合意準拠法の黙示的合意と解するもの（本間＝中野＝酒井・前掲注7）240頁〔中野俊一郎〕や、仲裁地に関する合意があればそれを仲裁合意準拠法の黙示的合意と解するもの（澤木・前掲注3）219頁、仲裁地に関する合意その他諸般の事情を考慮するもの（三木浩一＝山本和彦編『新仲裁法の理論と実務〔ジュリスト増刊〕』（有斐閣，2006年）120頁〔三木浩一発言〕）など、見解の相違がみられる。なお、当事者自治を認めるものの、当事者の合意がない場合には仲裁合意と密接な関係を有する地へ客観的に連結させることを主張する見解（西谷・前掲注4）31頁）もある。また、当事者の予測可能性を損ねる点などを根拠に、黙示の合意を探求すべきでないとの見解もある。酒井一・JCAジャーナル61巻7号（2014年）6頁を参照。
- 9) 高杉・前掲注6）68頁以下。なお、「黙示の意思が探索できないという事態は、現実問題としてあり得ないという見方」に依拠して客観連結を不要とする見解として、前掲注8）121頁〔三木浩一発言〕。
- 10) たとえば、前掲注6）最判平成9年9月4日（民集51巻8号3657頁）の判旨は、「そして、仲裁契約中で右準拠法について明示の合意がされていない場合であっても、仲裁地に関する合意の有無やその内容、主たる契約の内容その他諸般の事情に照らし、当事者による黙示の準拠法の合意があると認められるときには、これによるべきである」という。本件以降の裁判例も同様に黙示の準拠法合意によることを肯定するものが多い。たとえば、東京高判平成22年12月21日（判時2112号36頁）、東京地判平成23年3月10日（判タ1358号236頁）、東京地判平成25年8月23日（判タ1417号243頁）、東京地判平成26年10月17日（判タ1413号271頁）、東京地中判平成27年1月28日（判時2258号100頁）など。

中林：当事者の合意がない場合の仲裁合意の準拠法

該仲裁合意において仲裁地とされている地の属する国の法」すなわち仲裁地法によった裁判例<sup>11)</sup>がみられる。

### (3) 本稿の目的

上述のように、当事者が仲裁合意の準拠法について明示的に合意することはまれであるが、主たる契約の準拠法や仲裁地の合意は頻繁になされる。現在の学説・判例は、仲裁合意の準拠法に関する黙示の合意の認定にあたって、主たる契約準拠法や仲裁地いずれかの合意があればそれを積極的に考慮している<sup>12)</sup>。黙示の合意の認定にあたって、主たる契約準拠法と仲裁地の所属国が同一であれば、いずれの合意を参酌しても結論に実質的な差異はない<sup>13)</sup>。しかしながら、主たる契約の準拠法と仲裁地の属する国がそれぞれ異なっている場合には、主たる契約の準拠法をもって仲裁合意準拠法の黙示的合意を認定するのか、仲裁地を黙示的合意認定の際の決定要

---

11) 前掲注10) 東京高判平成22年12月21日(判時2112号36頁)。

12) 東京高判平成22年12月21日(前掲注10)は、主たる契約準拠法の合意がなく、仲裁地に関する合意のみがある事案で、主たる契約準拠法の合意があればそこから仲裁合意準拠法の黙示的合意を導き出すことができる可能性に言及しつつ、本件ではそのような黙示の意思は見出せないとして、「仲裁法44条1項2号、45条2項2号の規定の趣旨にかんがみ、当該仲裁合意において仲裁地とされている地の属する国の法律」を仲裁合意の準拠法とした。なお、東京地判平成25年8月23日(判タ1417号243頁)は、主たる契約準拠法・仲裁地とも明示的に合意されていない事案において、「原告と被告は、本件訴訟において、仲裁合意の成否及び効力並びに方式につき、いずれも日本法を前提とする主張をしており(当裁判所に顕著)、準拠法の選択について当初から争いがないから、原告と被告との間には、仲裁合意の成否及び効力について日本法を準拠法とする旨の黙示の合意が存在する」と判示した。

13) 仲裁合意の準拠法に関する明示的合意がなく、主たる契約準拠法と仲裁地に関する明示的合意があり、それぞれが同一の国に属する日本の裁判例として、東京地中判平成27年1月28日(判時2258号100頁)は、主たる契約準拠法も仲裁地も英国であることから、英国法を仲裁合意の準拠法とする黙示的合意があると判示した。他方、東京地判平成23年3月10日(判タ1358号236頁)は、主たる契約準拠法・仲裁地ともモナコ公国とされていたが、裁判所は、仲裁地がモナコであることをもって仲裁合意準拠法に関する黙示的な合意の存在を認定した。

因とするのか、あるいは黙示の合意もないとみて客観連結により定まる法を仲裁合意の準拠法とするのかという問題が生じる。本稿では、この場合の仲裁合意準拠法の決定について考察することとしたい。

## 二 日本の学説・判例

仲裁合意の準拠法に関する明示的合意がなく、主たる契約の準拠法と仲裁地の合意は存在するが、それぞれの属する国が異なっている場合、仲裁合意の準拠法をいかに決定すべきか。この点に関する日本の学説として、黙示の合意によることを前提としつつ、主たる契約の準拠法を優先させる見解<sup>14)</sup> や、仲裁地に関する合意があればそれを仲裁合意準拠法の黙示的合意と解するもの<sup>15)</sup> がみられるが、その根拠は必ずしも明確ではない。

仲裁合意準拠法の明示的合意がなく、主たる契約の準拠法と仲裁地の明示的合意が存在し、それぞれの所属国が異なっている場合の仲裁合意の準拠法決定に関する裁判例として、東京地判平成26年10月17日（判タ1413号271頁）がある。

本件の概要は以下の通りである。原告 X（日本法人）と被告 Y（シンガポール法人）がソフトウェア販売契約を締結した。この契約には仲裁条項が置かれており、X が仲裁を申し立てる場合の仲裁地は米国アリゾナ州フェニックス、Y が仲裁を申し立てる場合の仲裁地は東京とされていた。また、本件契約には、米国アリゾナ州法を契約準拠法とする旨の明示的な合意が存在した。X は Y から本件契約に関する未払債務および利息の支払いを求

14) 本間＝中野＝酒井・前掲注7) 240頁〔中野俊一郎〕、中村秀雄「当事者間に明示の合意がないときの仲裁合意の準拠法」JCA ジャーナル61巻5号（2014年）3頁以下は、国際取引実務の観点もふまえて、主たる契約準拠法が仲裁合意をも支配するという。また、高橋宏司「渉外的な個別労働関係紛争の仲裁適格（仲裁可能性）および仲裁合意の有効性」JCA ジャーナル59巻12号（2012年）12頁は、いわゆる仲裁合意の分離独立性が普遍的なものではないとの立場を前提に、仲裁合意準拠法の明示的合意がない限り、主たる契約準拠法が選択されていれば、それが仲裁合意にも及ぶとする。

15) 小島＝高桑・前掲注3) 219頁〔澤木敬郎〕。

## 中林：当事者の合意がない場合の仲裁合意の準拠法

められたため、その債務不存在確認の訴えを日本の裁判所に提起した。Yは、有効な仲裁合意の存在を理由として本件訴えの却下を求めた。

本件仲裁合意の準拠法につき裁判所はYの主張を認め、以下のように判示した。すなわち、「仲裁は、当事者がその間の紛争の解決を第三者である仲裁人の仲裁判断にゆだねることを合意し、右合意に基づいて、仲裁判断に当事者が拘束されることにより、訴訟によることなく紛争を解決する手続であるところ、このような当事者間の合意を基礎とする紛争解決手段としての仲裁の本質にかんがみれば、いわゆる国際仲裁における仲裁契約の成立及び効力については、法の適用に関する通則法7条により、第一次的には当事者の意思に従ってその準拠法が定められるべきものと解するのが相当である。そして、仲裁契約中で右準拠法について明示の合意がされていない場合であっても、仲裁地に関する合意の有無やその内容、主たる契約の内容その他諸般の事情に照らし、当事者による黙示の準拠法の合意があると認められるときには、これによるべき」である。「本件ソフトウェア契約18条は、同契約がアリゾナ州法及び合衆国法のみに基づき解釈される旨を明文で定めていた。このように、本件では、主たる契約の準拠法について、アリゾナ州法及び合衆国法とする合意があることが明らかであることからすると、本件仲裁合意についても、アリゾナ州法及び合衆国法を準拠法とする黙示の合意がある」。「これに対しXは、日本の仲裁法を根拠に、本件仲裁合意の準拠法を仲裁地法である日本法と解釈するべき旨主張する。しかし、同法は、当事者自治の観点から、日本の法令の許容する範囲内において法の定めと異なる合意をすることを妨げるものではないと解されるところ、本件仲裁合意の準拠法を上記のとおりアリゾナ州法及び合衆国法とすることにより何らかの日本の法令に反することになるとは認められない」。

本件は、主たる契約準拠法の合意を仲裁地の合意に優先させて仲裁合意準拠法を決定した事例である。しかしながら、必ずしもその根拠は明らかでない。日本では本件以外に同様の事例を見出せないことから、次章では

比較法的検討を通してこの議論の手がかりを得ることとしたい。

### 三 比較法的検討

#### (1) 立法例

当事者が主たる契約とは別に仲裁合意の準拠法を定めうることは比較法的にも広く認められている<sup>16)</sup>。たとえば、UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法（以下、モデル法と記す）34条2項（a）（i）・同36条1項（a）（i）は、当事者自治を肯定し、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下、ニューヨーク条約と記す）5条1項（a）もモデル法と同趣旨の規定を置く。このほかカナダ商事仲裁法34条2項（a）（i）、ドイツ民事訴訟法1059条なども同様の規定を置き、仲裁合意準拠法に関する当事者自治は広く肯定されている<sup>17)</sup>。他方、仲裁合意準拠法に関する当事者の選択がない場合、多くの立法例は、たとえば、モデル法やニューヨーク条約のように、仲裁地法を仲裁合意の準拠法とする。もっとも、これらは仲裁判断の取消しや承認執行の局面における仲裁合意準拠法について定めたものであって、仲裁合意をめぐる紛争全般に類推適用しうるか否かについてはなお問題が残る。

仲裁合意の準拠法一般について定めるものとして、たとえばスウェーデン仲裁法48条は、当事者自治の肯定と、準拠法選択がない場合の仲裁地法への客観連結を定めるが、仲裁合意準拠法一般について規定を置く立法例は多くない。準拠法選択がない場合の扱いについて、1988年スペイン（旧）仲裁法61条のように、契約準拠法への客観連結を試みるものもある<sup>18)</sup>。こ

16) この前提として、いわゆる仲裁合意の分離可能性も広く承認されている。たとえば、モデル法16条1項、1996年英国仲裁法7条、ドイツ民事訴訟法1040条など。またこれを国際商事仲裁の一般原則と位置付けるものとして、*Dacey, Morris and Collins on the Conflict of Laws* (Sweet & Maxwell, 15<sup>th</sup> Ed, 2012) para 16–011 [hereinafter referred to as “Dacey, Morris and Collins”].

17) Born, *International Commercial Arbitration* (Kluwer Law International, 2009), 425–442 [hereinafter referred to as “Born (ICA)”].

18) なお、スペインは、2003年の仲裁法改正により、後述するスイスと同様の選択的連結を採用した規定にあらためた（9条6項）。

れに対し、スイス国際私法178条2項は、当事者が仲裁合意の準拠法として選択した法、主たる契約の準拠法、スイス法のいずれかによって仲裁合意の有効性が認められればよいとする。

以上の点から理解しうることは、当事者が仲裁合意準拠法について選択していない場合を規律する普遍的・世界的な立法はなされておらず、問題の解決は、判例・仲裁判断例や学説による解釈によるほかないということである。主たる契約準拠法と仲裁地法所属国が異なる場合の扱いについても同様であることは言うまでもない。

## (2) 各国の裁判例

### A. 主たる契約準拠法を優先するもの

#### ① Peterson 判決<sup>19)</sup>

本件は、英国の裁判例である<sup>20)</sup>。X（アーカンソー州法人）とY（インド法人）との間で締結された売買契約には、ICC 仲裁規則にもとづき英国で仲裁をおこなう旨の条項と、主たる契約の準拠法としてアーカンソー州法を指定する条項が存在した（仲裁合意の準拠法に関する合意はなかった）。本件契約をめぐる紛争が生じ、仲裁手続が開始された。仲裁手続では仲裁合意の効力が問題となり、仲裁廷は、仲裁合意の効力は仲裁合意の準拠法によるところ、それは両当事者に共通する意思によるとして、Yの主張を認容した。Xは、英国の裁判所に対し、1996年英国仲裁法67条にもとづく申立てをおこなった。裁判所は、仲裁合意の準拠法に関する仲裁廷の判断に依拠せず、仲裁合意の解釈は当事者間の主たる契約準拠法によるとした。

---

19) *Peterson Farms Inc v C&M Farming Ltd* [2004] EWHC 121 (Comm).

20) 英国の仲裁法は、日本と同様に、仲裁合意の存否または効力などの問題を規律する仲裁合意の準拠法について明文の規定を有していない。この点につき英国の裁判所は、当事者自治を肯定し、仲裁合意準拠法の明示的選択がない場合には黙示の合意を探索する判例法を確立してきた。さらに、黙示の合意がない場合には最密接関係地法への客観連結を導いてきた。

② *Arsanovia* 判決<sup>21)</sup>

本件も英国の裁判例である。本件は、主たる契約の準拠法がインド法、仲裁地がロンドン（仲裁合意の準拠法について合意なし）であった。裁判所は、本件で仲裁地として指定されているロンドンは、当事者が契約でインド仲裁法の一部の適用除外を合意していたこと（それはすなわちインド法の適用を前提としている）から、仲裁合意準拠法の黙示的合意とはならないとして、主たる契約の準拠法たるインド法が仲裁合意準拠法の黙示的合意となる旨判示した。なお、本件の傍論では、主たる契約準拠法の明示的合意は、仲裁合意準拠法の明示的合意にもなると述べられている。

③ *BCY* 対 *BCZ* 判決<sup>22)</sup>

本件は、シンガポールの裁判例である<sup>23)</sup>。国際的な株式譲渡契約をめぐって仲裁合意の有効性が争われた紛争で、主たる契約の準拠法はニューヨーク州法、仲裁地はシンガポールとされていた（仲裁合意の準拠法に関して明示の合意はなかった）。裁判所は、主たる契約準拠法が仲裁合意準拠法決定の際の「強力な指標（*strong indicator*）」となると述べ、仲裁合意が主たる契約の一条項となっている場合には、当事者は全体の関係を同一の法により規律する意思を有していたとするのが合理的であるとして、主たる契約準拠法たるニューヨーク州法を本件仲裁合意の準拠法とした。

**B. 仲裁地法を優先するもの**

① *C* 対 *D* 判決<sup>24)</sup>

本件は、英国の裁判例である<sup>25)</sup>。保険証券において契約準拠法はニュー

21) *Arsanovia Ltd and others v Cruz City 1 Mauritius Holdings* [2012] EWHC 3702 (Comm).

22) *BCY v BCZ* [2016] SGHC 249.

23) 英国法の流れを汲むシンガポールの仲裁法も、仲裁合意の存否または効力などの問題を規律する仲裁合意の準拠法について明文の規定を有していない。シンガポールの裁判所も、当事者自治を肯定し、当事者による選択がない場合には黙示的合意を探求する判例法を確立してきた。

24) *C v D* [2007] EWCA Civ. 1282.

25) 1996年の英国仲裁法制定以降、英国では仲裁地法を優先する傾向が強まっている。

## 中林：当事者の合意がない場合の仲裁合意の準拠法

ヨーク州法、仲裁地はロンドンとされていた（仲裁合意の準拠法に関する合意はなかった）。保険者は、英国法が仲裁手続法として選択されていることは、当事者間で明示的に選択された契約準拠法であるニューヨーク州法にもとづく申立てを妨げるものではないと主張したのに対し、被保険者は当事者がロンドンを仲裁地として選択したことにより英国法が仲裁手続法となり、仲裁判断に関する紛争は英国の裁判所でしか提起できないと主張した。裁判所は、仲裁合意の分離可能性に言及し、仲裁合意準拠法に関する明示的合意がない場合、仲裁合意が最も密接な関係を有する地の法は、主たる契約の準拠法か仲裁地法のいずれかであるとした上で、主たる契約の準拠法よりも仲裁地法の方がより密接な関連を有すると判示した。

### ② XL Insurance 判決<sup>26)</sup>

本件も英国の裁判例である。原告（バミューダ法人）が被告（デラウェア州法人）との間で締結した損害保険契約の保険証券において、契約準拠法はニューヨーク州法、仲裁地はロンドンであり、1996年英国仲裁法の規定にもとづくとしてされていた（仲裁合意の準拠法に関する合意はなかった）。本件契約をめぐる紛争が生じたため、被告が米国の裁判所において訴訟提起をおこなったのに対し、原告は、本件仲裁合意を根拠に、英国の裁判所において訴訟差し止め命令を求める申立てをおこなった。被告は契約準拠法たるニューヨーク州法によれば、被告の署名していない本件仲裁合意は無効であると主張した。裁判所は、仲裁合意において当事者が1996年英国仲裁法に言及していることは、仲裁地法を仲裁合意の準拠法とする当事者の意思を示していると述べた。

### ③ Firstlink 判決<sup>27)</sup>

本件はシンガポールの裁判例である。両当事者ともシンガポール法人で

るとの指摘もある。Nazzini, *The Law Applicable to the Arbitration Agreement; Towards Transnational Principles*, 65 ICLQ (2016), n33.

26) *XL insurance Ltd v Owens corning*, 2 Loyd's Rep (2000) 500. 本件の紹介として、岩崎一生・JCA ジャーナル48巻6号（2001年）62頁。

27) *FirstLink Investments Corp Ltd v GT Payment Pte Ltd and others* [2014] SGHCR 12.

あるが、主たる契約準拠法として、特定の国家法ではなく、ストックホルム商業会議所仲裁裁判所の法が指定され、仲裁地はストックホルムとされていた（仲裁合意の準拠法に関する合意はなかった）。原告が仲裁合意に反して訴訟を提起したので、被告が訴訟の停止を求めた。裁判所は、当事者の取引関係が破綻している以上、中立性が重要視されるため、主たる契約の準拠法よりも中立的な仲裁地の法を仲裁合意の準拠法として黙示的に選択したと解される旨判示した。

### C. 最密接関係地法によるもの

仲裁合意準拠法に関する明示の合意がなく、黙示意思も見出せない場合に、最密接関係地法への客観連結を試みる判例もある。

#### ① Sulamérica 判決<sup>28)</sup>

本件は、英国の裁判例である。ブラジルでの水力発電所建設に関連する保険契約をめぐる紛争であり、保険者・被保険者のいずれもブラジル法人であった。保険証券には、ブラジル法を契約準拠法とする準拠法条項と、ロンドンでの仲裁による紛争解決を定めた仲裁合意があった（仲裁合意の準拠法について合意なし）。本件契約をめぐる紛争が生じたため、保険者がロンドンで仲裁申立てをおこなったのに対し、被保険者はブラジルの裁判所に訴えを提起した。これに対し、保険者は英国の裁判所に外国訴訟差し止めの申立てをおこなった。このため、本件仲裁合意の有効性を判断する必要が生じた。裁判所は、仲裁合意の準拠法について、1) まず当事者の明示的な合意により、2) それがない場合は当事者の黙示的合意により、3) そのいずれもない場合には最密接関係地法によるものとした。本件では明示的合意はなく、当事者間で明示的に合意された保険契約の準拠法（ブラジル法）は仲裁合意の準拠法に関する当事者の黙示的合意となりうるとされた。しかしながら、仲裁地としてロンドンが選択されていることは、当事者間の仲裁に1996年英国仲裁法を適用する趣旨であると解しうることや、

28) *Sulamérica Cia Nacional De Seguros S.A. and others v Enesa Engenharia S.A* [2012] EWCA Civ 638.

## 中林：当事者の合意がない場合の仲裁合意の準拠法

ブラジル法が適用された場合には仲裁合意が無効となる事情を考慮して、当事者の黙示的合意もないとした。結局のところ、ブラジル法は商取引上の実体関係を規律するのであって、仲裁合意の観点からは関連性がなく、仲裁地としてロンドンが選択されていることは、英国法の手続にもとづいて紛争を解決する意思の証左であることから、最密接関係地法として英国法を仲裁合意の準拠法とした。

### D. その他

これ以外のアプローチとして、フランスの判例では、準拠法選択の手法によらず、国際的な法の一般原則を直接適用するものがみられる。たとえば、*Dalico* 事件破棄院判決<sup>29)</sup> は、国際的な仲裁合意の有効性を判断するのは、国家法ではなく、国際的な仲裁法の実体準則（当該準則の具体的内容は、裁判所によれば、両当事者に共通の意思を探求すべしという）であると判示した。

### (3) 仲裁判断例

#### A. 主たる契約の準拠法を優先するもの

仲裁合意準拠法の決定は、仲裁廷においても問題となる。主たる契約準拠法と仲裁地所属国が異なる場合において、主たる契約準拠法を優先する仲裁判断も存在する。たとえば、ICC 仲裁判断6379号<sup>30)</sup> は、仲裁合意の準拠法を主たる契約準拠法と一致させた。ICC 仲裁判断6752号<sup>31)</sup> もこれと同様の考え方を示している。

#### B. 仲裁地法を優先するもの

明示的に合意された主たる契約準拠法の適用を拒否し、仲裁地法を適用して仲裁合意準拠法を決定した仲裁判断例もある。ICC 仲裁判断6149号<sup>32)</sup>

---

29) *Municipalité de Khoms El Mergeb v. Société Dalico*, Rev. Arb. 116 (1994).

30) *XVII Y.B. Comm. Arb.* (1992) 212.

31) *XVIII Y.B. Comm. Arb.* (1993) 54.

32) *XX Y.B. Comm. Arb.* (1995) 41.

は、仲裁合意の準拠法は必ずしも主たる売買契約の準拠法による必要はなく、仲裁地法の適用が適切であり、この結果はニューヨーク条約によっても支持されているとした。ICC 仲裁判断6162号<sup>33)</sup> もこれと同様の考え方を示している。

#### C. 最密接関係地法によるもの

主たる契約準拠法の合意があるにもかかわらず、最密接関係地法を仲裁合意準拠法とするとの考え方を示した仲裁判断例として、ICC 仲裁判断4367号<sup>34)</sup> がある。

#### D. その他

ICC 仲裁判断11869号<sup>35)</sup> では、主たる契約準拠法を英国法、仲裁地をオーストリア（仲裁合意準拠法の合意なし）とする旨の明示の合意があり、仲裁廷は契約準拠法たる英国法が仲裁合意の準拠法となるとした。しかしながら、このような場合の仲裁合意の解釈につき仲裁廷は、紛争を仲裁に付託しようとする両当事者の意思に効果を与えるような方法で解釈されるべきであり、これは英国法の考え方とも一致するとして、ユニドロワ国際商事契約原則4.5条および4.6条の解釈方法を参照した。本件は、validation principle（後述）によったものと理解することができる。

ICC 仲裁判断8938号<sup>36)</sup> は、仲裁合意の有効性の問題は、必ずしも国家法によって解決される必要はなく、両当事者に共通の意思を尊重する観点から、国際的な公序などを考慮して決定すべきであるとした。本件は、国際的な法の一般原則の直接適用によったものと理解することができる。

#### (4) 従来の学説

比較法的にみると、従来の学説および近時の学説とも、仲裁合意準拠法

---

33) XVII Y.B. *Comm. Arb.* (1992) 153.

34) XI Y.B. *Comm. Arb.* (1986) 134.

35) XXXVI Y.B. *Comm. Arb.* (2011) 47.

36) XXIV Y.B. *Comm. Arb.* (1999) 174.

中林：当事者の合意がない場合の仲裁合意の準拠法

の決定において当事者自治の原則を肯定することに争いはない<sup>37)</sup>。仲裁合意準拠法の明示の合意がなく、主たる契約準拠法と仲裁地が異なる場合の扱いについて、学説も以下のように対立する。

#### A. 主たる契約の準拠法を優先するもの

仲裁合意準拠法の決定にあたって、仲裁地法よりも主たる契約の準拠法を優先させる見解は比較的多くみられる。たとえば、主たる契約の準拠法によることが最も安全でかつ多用されるアプローチであり、実際上の扱いにも即しているとするものや、仲裁条項は契約中の一条項に過ぎないから、当事者によって選択された契約準拠法が仲裁合意の準拠法となるのが合理的であるとするもののほか、仲裁合意の準拠法は、主たる契約の準拠法と一致するのが通常であるとするものなどがある<sup>38)</sup>。この考え方に対しては、仲裁合意の分離独立性との関係から普遍的に主たる契約の準拠法によることに対する批判があるほか、当事者が中立的な地として仲裁地を選択する場合にその意思を無視してしまうこと、ニューヨーク条約や UNCITRAL モデル法の規定との平仄が合わないなどの批判もなされている<sup>39)</sup>。

#### B. 仲裁地法を優先するもの

仲裁合意準拠法の決定にあたって、主たる契約の準拠法よりも仲裁地法を優先させる見解も近年多くみられる。仲裁地法によることを定めているニューヨーク条約やモデル法と平仄が合うこと<sup>40)</sup> や、当事者が仲裁地法を選択している場合には、仲裁地法が適用される黙示の意思がみられる<sup>41)</sup> などの主張がなされている。この考え方に対しては、仲裁の手続的側面にのみ焦点を当てており、仲裁合意の実体契約としての性質や主たる契約と仲

---

37) Dicey, Morris and Collins, para 16-017.

38) Born (ICA) 475-477.

39) Born, *The Law Governing International Arbitration Agreements: An International Perspective*, 26 Singapore Academy of Law Journal (2014) 832 [hereinafter referred to as "Born (SALJ)"].

40) Born (SALJ) 829.

41) Dicey, Morris and Collins, para 16-020.

裁合意の親和性を無視しているなどの批判がある<sup>42)</sup>。

### C. 最密接関係地法によるもの

主たる契約または仲裁地法のいずれかを優先させるのではなく、具体的事例に応じて最密接関係地法を決定していく考え方もある。単一の連結点にもとづく上記のアプローチとは異なり、柔軟な解決を可能にする<sup>43)</sup>。この考え方に対しては、近時の国際私法立法の趨勢にかなうとの評価もある一方で、法的安定性を欠くとの批判もある<sup>44)</sup>。いずれの要素が最密接関係地法の判断に用いられるのか不明であるとの批判もこれと軌を一にするものといえよう<sup>45)</sup>。

#### (5) 近時の学説

仲裁合意準拠法について明示の合意がなく、かつ主たる契約準拠法と仲裁地所属国が異なる場合の仲裁合意準拠法の決定について、そのいずれの法にもよらず、異なる基準で仲裁合意準拠法を決定しようとするものもある。すなわち、仲裁合意に適用されうる法のうち、いずれかが仲裁合意の有効性を認める場合には、たとえ仲裁合意に適用されうる他の法がその有効性を認めない場合であっても、その有効性を認めるとの見解である (validation principle)<sup>46)</sup>。その根拠は、仲裁付託する当事者の真の意思に求められている。すなわち、国際的な仲裁合意を締結する当事者の目的や商取引上の期待は、抽象的なある特定の国家法秩序への連結ではなく、訴訟の際に問題となる法選択などの複雑さを回避して効率的かつ中立な方法で自身の紛争を解決することにあるから、主たる契約の準拠法や仲裁地法のような抽象的な連結点により仲裁合意準拠法を決定することは望ましくないと

---

42) Born (SALJ) 831.

43) Born (SALJ) 830.

44) Born (SALJ) 832.

45) Born (ICA) 481.

46) Born (ICA) 497.

いうのである<sup>47)</sup>。この考え方が、可能な限り仲裁合意の有効性を認めようとするニューヨーク条約2条および5条(1)(a)、モデル法34条および36条などに反映されている旨主張する見解もある<sup>48)</sup>。さらに、第一次的に当事者自治を肯定し、当事者の選択がない場合には「紛争に適用可能な法、特に主たる契約に適用可能な法又はスイス法に則したもの」である場合に仲裁合意を有効とする旨の規定を有するスイス国際私法178条2項を、**validation principle**を反映したものととらえる見解もある<sup>49)</sup>。このほか、上述した *Sulamerica* 判決が、仲裁合意を無効とするブラジル法を適用しなかった点をとらえて、同判決を **validation principle** によったものと理解する者もいる<sup>50)</sup>。

#### 四 若干の検討

##### (1) 主たる契約準拠法または仲裁地法の優先適用とその問題点

以上、いくつかの国の立法例や判例のほか、仲裁判断例をみてきた。その過程で、仲裁判断の準拠法一般に関する法的枠組みについて、当事者自治を肯定し、明示の準拠法合意がない場合の黙示意思探求による準拠法決定という点では、英国が現在のわが国のそれと類似していることが認識できた。しかしながら、主たる契約準拠法と仲裁地所属国が異なる場合に、いかに黙示の意思を探求するかという点については、英国の判例にも一致がみられなかった。すなわち、英国の判例は、主たる契約準拠法を仲裁地法に優先させるものも、仲裁地法を主たる契約準拠法に優先させるものも、それぞれ多数存在する<sup>51)</sup>ものの、いずれも一方が他方に優先する理由を必ずしも明確に説明していなかったように思われる。歴史的に英国法の流れ

---

47) Born (ICA) 835.

48) Born (SALJ) 835–837.

49) Born (SALJ) 838, Blackaby and Partasides, *Redfern and Hunter on International Arbitration* (6<sup>th</sup> ed., 2015) 165.

50) Born (SALJ) 841.

51) 本文に掲げたもの以外の英国の裁判例として、See, Born (SALJ) 827.

を汲むシンガポールでも、同様のことがいえるように思われる。たとえば、前述の Firstlink 判決は、仲裁地の中立性ゆえに仲裁地法を優先して仲裁合意の準拠法としたが、仲裁地は当事者にとって常に中立な地であるわけではないことから、判旨は仲裁地法を常に主たる契約準拠法に優先させる根拠となりえないのではあるまいか。また、国際仲裁に多大な影響を与える ICC の仲裁判断例も眺めたが、一定の方向性を見出すことはできなかった。

同様のことは学説にもみられた。仲裁地法ではなく、主たる契約準拠法を優先させて仲裁合意の準拠法を決定すべしとの見解は、国際仲裁実務における当事者の「一般的な感覚」や仲裁合意の準拠法が主たる契約の準拠法と一致するのは「通常」である点を強調する。たしかに、国際仲裁実務の「感覚」ではそのように言えるのかもしれないが、そのことをもって常に主たる契約準拠法が仲裁合意の準拠法の黙示的合意となるとの主張は、仲裁合意の分離独立性が普遍的に認められ、主たる契約準拠法を仲裁合意の準拠法とする旨の立法が見当たらない現状に照らせば、にわかには首肯できない。また、契約準拠法の合意は明示のものに限るのか、黙示の合意も含むのかについて必ずしも明らかでない。

他方、仲裁地法を優先させるとの見解は、局面の相違はあるとはいえ、ニューヨーク条約やモデル法のアプローチと一致しており、法的安定性や予見可能性の面からも一見説得力を有する。しかしながら、仲裁合意の実体契約としての性質や主たる契約と仲裁合意の親和性を無視しているなどの批判や常に仲裁地法が優先されることが当事者の黙示意思に合致するかどうかは必ずしも明らかでない点にかんがみれば、仲裁地法を優先させる見解にもなお疑問が残る。

## (2) 選択的連結とその問題点

以上のように考えると、仲裁合意の準拠法に関する明示的合意がなく、主たる契約準拠法の合意と仲裁地の明示的合意がある場合の仲裁合意準拠法の決定は、主たる契約準拠法または仲裁地のいずれかを一律に優先させ

るのではなく、その他の方法によって決定すべきである。すでにみたように、この点に関していくつかの方法がみられた。たとえば、スイス国際私法178条2項は、当事者が仲裁合意の準拠法として選択した法、主たる契約の準拠法、スイス法のいずれかによって仲裁合意の有効性が認められればよいとして、いわゆる選択的連結の手法を採用していた。一般的に選択的連結は、当該法律関係の成立を容易にしようとする法政策に支えられている<sup>52)</sup>。したがって、スイス法は仲裁合意を可能な限り有効に成立させようとする政策を採用しているといえる。当事者が自律的に創造する紛争解決手段である仲裁の本質に照らして考えれば、仲裁による紛争解決を希求する当事者の意思を可能な限り尊重しようとするスイス法の政策それ自体は妥当と考えられる。しかしながら、仲裁判断の承認執行の局面まで考慮すると、有効な仲裁判断にもとづく執行が許可されないなど、必ずしもこのような政策が実現できない場合もありうるのではなかろうか<sup>53)</sup>。

---

52) 木棚編・前掲注1) 48頁。

53) この点を検討するために、つぎのような設例を考えてみたい。なお、本設例を検討するにあたっては、仲裁地が日本国外にある仲裁をめぐる仲裁可能性の準拠法の問題についてより詳細な検討が必要と思われるが、これについては、紙幅の都合上、今後の課題としたい（この点につきたとえば小島＝猪股・前掲注1) 625頁以下を参照）。また、いずれの見解によっても仲裁判断が承認執行されない場合もありうることから、ここではスイス法のアプローチが必ずしも当事者の意思を実現するとは限らないことを指摘するにとどめたい。

[設例] 日本法人とスイス法人が締結した契約には、仲裁合意の準拠法に関する明示的合意はないが、主たる契約準拠法として日本法、仲裁地としてスイスが指定されていた。なお、日本法上、本件仲裁合意は仲裁可能性を欠き有効でないが、スイス法上は有効とする。紛争が生じ、日本法人が日本で訴訟提起した。これに対し、スイス法人が仲裁合意の存在を理由にスイスの裁判所に対し、日本における訴訟の停止を求めた。スイスの裁判所は、178条2項により、本件仲裁合意はスイス法により有効と判断した。しばらくしてスイスで仲裁がおこなわれ、スイス法人の請求を認める仲裁判断が下された。スイス法人が日本の裁判所に対し、本件仲裁判断の承認執行を求めた。

日本の仲裁法は、仲裁判断の承認執行の局面において、法廷地国の司法政策の維持の観点から、日本法により仲裁可能性を判断する（45条2項8号）。したがって、本件では仲裁判断が承認執行されない。

### (3) 最密接関係地法とその問題点

主たる契約準拠法または仲裁地のいずれかを一律に優先させず、最密接関係地法によることを主張するものは、判例・学説・仲裁判断例いずれにもみられた。この手法は近年の国際私法立法で広く用いられ、事案の状況に応じた柔軟な解決を可能にする利点がある。他方、法的安定性や予測可能性の確保にはなお問題が残っているように思われる。

### (4) 法の一般原則の直接適用とその問題点

法選択の手段によらず、国際的な法の一般原則を直接適用するものもみられた。フランスの判例では、両当事者に共通の意思を探求することが当該原則の具体的内容とされていた。この点につき、たしかに、国際仲裁における主たる契約の解釈にあたっては、仲裁判断の基準となる準拠法上の解釈方法によらず、ユニドロワ国際商事契約原則などを参照して、両当事者に共通する意思の探求をおこなうものが多くみられる<sup>54)</sup>。しかしながら、仲裁合意の解釈に関する一般原則としてかような原則が普遍的に存在するか否かについては、疑問なしとしない。

### (5) 私 見

以上をふまえた上での結論を述べたい。仲裁合意準拠法に関する明示的合意がない場合であっても、黙示意思の探求による準拠法決定を認めるべきである。たしかに、仲裁合意の準拠法決定に関して当事者自治が広く認められながら、仲裁合意準拠法の合意がほとんどおこなわれない現状にかんがみれば、当事者が仲裁合意の準拠法に関して関心を払っていないとみて、黙示意思を探求することなく、客観連結の手法によることも検討すべき選択肢として挙げってはこよう。しかしながら、当事者自治を認める帰結として、主たる契約準拠法、仲裁地に関する合意があれば、それを積極

54) この点について検討したものとして、中林啓一「国際仲裁における契約の解釈」修道法学39巻2号（2017年）159頁以下を参照。

## 中林：当事者の合意がない場合の仲裁合意の準拠法

的に参酌して仲裁合意の準拠法を決定すべきである。それらが同一国法を指定している場合、あるいはいずれか一方しか合意されていない場合には当該国法によることにならうから、実質上問題は生じない。本稿の問題意識のように、それぞれが異なる国の法を指定している場合にはいずれによるかについて問題が生じるが、その場合、一律にいずれか一方を優先して仲裁合意準拠法を決定すべきではない。一律にいずれかを優先させることで法的安定性や予測可能性は確保できるようなも思われるが、事案に応じた、あるいは両当事者の意思に沿った適切な準拠法決定が困難な場面も考えうるからである<sup>55)</sup>。すなわち、この場合には、仲裁合意準拠法に関する黙示意思はないとみて、最密接関係地法によるべきである。この手法は、近年の国際私法立法（たとえば日本の法の適用に関する通則法8条など）で多く採用されている。本稿では主たる契約準拠法と仲裁地の合意がいずれも存在する（かつそれぞれの所属国が異なっている）場合を扱ったため、実際上はそのいずれかから最密接関係地法を認定することが多いように思われるが、たとえば中立的な契約準拠法と仲裁地が選択されている（かつそれぞれの所属国が異なっている）場合には、最密接関係地法による余地を残しておくことで、それら以外の密接な関係を有する地が準拠法となり、それによって事案に応じた解決を確保することも可能となる。

なお、当事者の仲裁付託の意思を考慮に入れて、仲裁合意を有効とする法を最密接関係地法とする可能性については、仲裁合意の有効性をできるだけ確保する観点から、前向きに検討すべきではあろうが、他方、一方当事者は当該仲裁合意を有効と考えていても、相手方がその有効性を争うことが多い現実にかんがみれば、日本法の解釈として、ただちにこの枠組みに依拠することは困難ではなからうか。

---

55) たとえば、日本法人と甲国法人の売買契約で、主たる契約準拠法は履行地法たる日本法、仲裁地は両当事者にとって一切関連性がない乙国であるような事例で、一律に仲裁地法を優先させる立場によることが妥当といえようか。

## 五 むすびにかえて

以上、仲裁合意準拠法の明示的な合意がない場合で、かつ主たる契約準拠法と仲裁地所属国が異なっている場合の準拠法決定については、いずれかを優先するのではなく、すなわち黙示の合意はないものとみて、最密接関係地法によるべきとの結論を得た。本稿で提示した枠組みは *Sulamérica* 判決と同様のものとする<sup>56)</sup>、なお検討すべき課題は残っている。まず、最密接関係地法の手法では法的安定性・予測可能性を維持できないとの批判にどのようにこたえるかという点である。本稿の射程からは外れるが、たとえば、契約準拠法の明示の合意がなく、仲裁地の明示の合意がある場合に、黙示の合意により認定された（仲裁地とは異なる国に属する）契約準拠法が、最密接関係地法として仲裁合意の準拠法となる場合があるか。一般的には仲裁地の明示的合意の存在によって仲裁合意準拠法の黙示的合意があるとされるため、この場合は否定的に解されると思われる<sup>57)</sup>、仲裁地が両当事者に何ら接点がないとの理由で選択された場合など、当該契約準拠法が最密接関係地法として仲裁合意の準拠法となる可能性も考えられなくはない。このような判断は事案に応じた妥当な解決を可能にする一方、やはり法的安定性や予測可能性の面からは問題が残るのではあるまいか。このような理由で、現時点では、最密接関係地法によるのは、主たる契約準拠法と仲裁地のいずれもが明示的に合意されており、それぞれが異なった国に属している場合に限定しておきたい。つぎに、仲裁判断の取消し・承認執行の局面で問題となる仲裁合意の準拠法（すなわち、合意がない場合は仲裁地法による）との関係である。この点、本稿では主たる契約

56) なお、仲裁地を優先する裁判例として本稿でも取り上げた C 対 D 判決（前掲注24）は、*Sulamérica* 判決より以前に下されたものであるが、「最も密接な関係を有する地」として仲裁地が主たる契約準拠法より優先するとしていることから、すでに *Sulamérica* 判決と類似の枠組みを提示していたと考えられなくもない。

57) *Dacey, Morris and Collins, para 16-019*. リングリング・サーカス事件〔前掲注6〕も同様の立場である。

中林：当事者の合意がない場合の仲裁合意の準拠法

準拠法と仲裁地所属国が異なっている場合には、黙示の合意もないとして、最密接関係地法による結論を導いたが、これに対しては、いずれの局面においても仲裁合意準拠法は同一であることが望ましいとして、仲裁法を類推適用し、仲裁地法によるべきとの批判も考えられうる。しかしながら、仲裁合意の解釈や効力の問題と仲裁判断の取消し・承認執行の局面で問題となる仲裁合意の有効性を単一の準拠法に服させる必要はないとの見解<sup>58)</sup>もある。また、法の適用に関する通則法を根拠に仲裁合意の準拠法を考えていく立場は、学説よりもむしろ判例を中心に展開されているようにも思われるが、明示的合意がない場合の扱いについて本稿で提示した結論に合致する。このように考えると、本稿の私見は、仲裁合意の準拠法について法の適用に関する通則法に依拠して決定していく立場から説明することになる。しかしながら、広く最密接関係地法による余地を認めてよいものか否かなお逡巡している。仲裁合意の準拠法は法の適用に関する通則法に依拠して決定するのか、あるいは仲裁法に依拠して決定するのか。この問題についても今後の課題としたい<sup>59)</sup>。

仲裁合意の準拠法をめぐる今後の展開として、たとえば、香港国際仲裁センターがそのモデル仲裁条項に、仲裁合意の準拠法を明示的に定めておくよう付け加えたことは注目に値する。仲裁合意の有効性をめぐる争いが頻発している現状にかんがみれば、実務上は主たる契約の準拠法や仲裁地だけでなく、仲裁合意の準拠法まで明示的に合意しておくことが望ましいといえよう。

58) 酒井・前掲注8) 4頁、阮柏挺「仲裁合意の準拠法」岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要22号（2006年）194頁以下。

59) 筆者は、以前、リングリング・サーカス事件に関連して、仲裁合意の準拠法につき当事者間の準拠法合意がない場合は、仲裁法を類推適用することによって準拠法を決定すべきとの見解を提示した。Nakabayashi, *Applicable Law of International Arbitration Agreement*, 51 *Japanese Yearbook of International Law* (2009) 606. 本稿の主題（主たる契約準拠法と仲裁地のいずれも明示の合意がある場合にいずれの法によるか）と、同事件の状況（主たる契約準拠法の合意がなく、仲裁地の合意のみが存する）は異なるが、この点も含めて引き続き検討したい。